

# 第 64 回 全国教職員剣道大会開催にあたってのガイドライン

## 一 基本方針・対象者

### 1 本ガイドラインの基本的な考え方

- (1) 全国教職員剣道大会（以下、本大会）における新型コロナウイルス感染症の予防については『主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン』（令和3年8月2日付）を基本とする。
- (2) 本ガイドラインは上記を前提に感染予防を最大限に行うとともに、万が一、感染者が発生した場合には、適切な処置を実践できる体制を構築することを目的とする。
- (3) また、本ガイドラインにより、選手及び大会関係者（下記「3. 本ガイドラインの対象者」を参考）に対し、感染予防と発生した場合の適切な対応を周知徹底することに努める。

### 2 本ガイドライン制定の前提

- (1) 一般財団法人全日本学校剣道連盟（以下「全学剣連」という。）は、政府・行政・各自治体の方針を尊重し、前提としつつ、そのうえで剣道の特性を考慮した各種対応を実施する。
- (2) 全学剣連は、開催する自治体には開催要領を事前に示し、助言を得ながら各種対応について実施する。
- (3) 全学剣連は、感染症に関する専門家の意見を尊重し、十分な意見交換を行う。今後、政府や各自治体、専門家から、新しい見解が示された場合は、随時、本ガイドラインの見直しを行う。
- (4) 全学剣連は、本ガイドラインの内容については、選手、関係者全員に周知し、意識・知識・行動を統一する。また、本大会の運営に関係するすべての関係者にも、理解と協力を要請する。
- (5) 選手及び大会に参加しようとする関係者は、下記の5点を感染予防（飛沫感染予防・接触感染予防）のための基本的行動とする。
  - ① 不要不急の外出を控える。
  - ② 3密（密集・密閉・密接）を避ける。
  - ③ マスク着用や手洗い・消毒、フィジカル・ディスタンスの確保を励行する。
  - ④ 窓などの開放による室内の積極的な換気を励行する。
  - ⑤ 健康な体を維持するため、規則正しい生活を送る。
- (6) 選手及び大会に参加しようとする関係者に対し、飲食に関し、以下のとおり特別に注意喚起する。
  - ① 大会1週間前より複数による対面での飲食は、感染状況を踏まえ細心の注意を払うこととする。また、不要な複数による対面での飲食は避ける。
  - ② 複数で飲食する場合は、同じ方向を向いて食事するものとする。

### 3 本ガイドラインの対象者

- (1) 対象者は大会に参加する下記の者とする。
  - 出場選手・監督    ○審判員    ○役員    ○係員    ○全日本剣道連盟役員
  - 全日本学校剣道連盟役員    ○長野県剣道連盟関係者
- (2) 報道各社の記者、スタッフにも、本ガイドラインの趣旨の徹底について、理解と協力を求める。

## 二 日常生活における感染予防

選手・大会に参加する関係者は、普段の生活の中で、最大限の感染予防に努め、特に以下の点を遵守する。また、その家族、近親者においても協力を求める。

## 1 基本的な考え方

- (1) 不要不急の外出をしない。
- (2) 人との接触の機会を減らす。
- (3) 移動時には必ずマスクを着用し、乗り物等の窓を開けて換気し、会話は最小限とする。
- (4) 移動前後には必ず、手洗いと手指の消毒、うがいを行う。
- (5) 海外への渡航は禁止する。海外から渡航した人との面会も、入国日から7日間は禁止する。

## 2 通常の移動時の注意

- (1) 外出する際にはマスクを着用し、移動する交通機関において密になる状況は避ける。

## 3 予防策の実施

### (1) マスクの着用とフィジカル・ディスタンスの確保

- ①選手・関係者は、常時、マスクを着用して外さないことを徹底し、自分の口と鼻を守り、自身の感染と人への感染を避ける。
- ②マスクをあごにかけた状態（口と鼻を覆わない状態）で会話を行わない。
- ③屋外であっても、フィジカル・ディスタンス（できるだけ2メートル、最低1メートル以上）が確保できない場合は、必ずマスクを着用する。

### (2) 手洗い・消毒・うがいの実施

外出先から帰宅した際は、入室後すぐに手洗い・うがいを念入りに行う。

### (3) 屋内の常時換気

マイクロ飛沫が、屋内に長時間滞留することのないよう、窓やドアなどを可能な限り開放し、換気扇や扇風機等の積極的な使用により、空気が十分に流れるようにする。

### (4) 体温と体調の管理、記録

①選手・大会に参加する関係者は、大会1週間前より、体温を計測し体調の管理に努める。管理表は、大会係員の求めに応じ提出する。

②以下の症状の有無を、毎日、確認し、感染予防・健康維持に役立てる。

発熱(37.5度以上)、咽頭痛・咳・嗅覚異常・味覚異常・強い倦怠感・その他の症状(頭痛・腹痛・下痢・嘔吐等)

(5) 選手・大会に参加する関係者は、発熱や咳、倦怠感等の特有症状を認めた場合には、出勤（通学）見合わせ・途中退社・医療機関の受診などの対応を速やかに行うこととする。

(6) クラスタ発生場所や3密になる場所には絶対に近づかない。

(7) 厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。

## 4 新型コロナ感染症が疑われる場合の対応

### (1) 発熱した場合

#### ①体温が37.5度以上の場合

選手、大会に参加する関係者（以下同じ）は、起床時の検温で、37.5度以上であった場合および前述の症状が見受けられた場合には、医療機関を受診し、PCR検査あるいは抗原検査を受検する。検査結果が陰性であれば、出場若しくは大会参加可能とする。

#### ②37.0 度以上の体温が 2 日間続いた場合

起床時、もしくは就寝時の検温で、37.0 度から 37.4 度が 2 日連続で続いた場合も、医療機関を受診し、P C R 検査あるいは抗原検査を受検する。検査結果が陰性であれば、出場若しくは大会参加可能とする。

#### ③他の病気が明らかな場合

37.0 度以上であって、既往歴等より他の病気の可能性が高い場合は、まず掛かりつけの病院を受診し、発熱の原因が明確な場合は、P C R 検査・抗原検査は不要とし、出場若しくは大会参加可能とする。

④原因が断定できない場合は、P C R 検査あるいは抗原検査を受検し、検査結果が陰性の場合、出場若しくは大会参加可能とする。

#### (2) 選手・関係者が罹患もしくは罹患疑いと診断された場合の対応

① 医師より罹患もしくは罹患疑いと診断された場合は、医師・保健所の指示に従って対応する。

② 大会実行委員会事務局へ至急連絡し、実行委員会は関係各所と相談し、参加の是非を判断する。

#### (3) 同居の家族等が罹患もしくは罹患疑いと診断された場合の対応

① 保健所により、選手・関係者が同居家族や同僚等、感染者の濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従う。

② 当該者が濃厚接触者ではないと判断された場合は、当人とは居住を別にする。

③ 当該者が濃厚接触者ではないと判断された場合であっても、P C R 検査または抗原検査を行い、陽性の場合には前述①の対応を行う。

### 三 大会開催時の主催者対応（大会前日を含む）

#### 1 感染予防策の徹底

(1) 選手・関係者に、大会参加及び会場入場に当たって、必ずマスクを着用させる。

(2) 会場入口にて確認表を提出し 37.5 度以上あるものは入場させない。

(3) 会場入口に消毒液を設置し、入場時に消毒を徹底させる。

#### 2 大会会場の換気および空調の対策

(1) ドアは可能な限り開放し風通しを確保する。

(2) 外気からの風通しを十分に確保できない箇所は、空調の強化のほか、換気扇や送風機等の積極的な使用により、空気が十分に流れるような対策を実施する。

#### 3 更衣室・待機場所ほか控室・トイレなどの環境整備

(1) 更衣室・控室はスペースを確保し、間接的な接触を解消できるようにする。

(2) 更衣室・控室は、できるだけ向かい合う 2 つのドアや窓を開け、風通しを確保する。

(3) トイレには消毒液・ペーパータオルを設置する。

(4) 待機場所では、選手がフィジカル・ディスタンスを保てるだけの座席を用意する。

(5) 選手の食事場所はホワイエとし、同一方向を向いて行うようアナウンスする。役員・審判・係員の食事は専用スペースを設け、相互に十分な距離がとれるように食事場所の指定を行う。

(6) 選手が面を着ける際の昼は、選手が面の着装終了後、毎回消毒する。

(7) マイクは、使用する度に毎回消毒する。

## 4 大会当日の注意

- (1) 時間に余裕を持って行動するように求める。
- (2) 係員は選手と必要以上に接触しないようにさせる。
- (3) 役員（一部）・係員はマスクとともに全員フェイスシールドも着用する。

## 5 試合場での注意

- (1) 備品の共有は行わない。
- (2) やむを得ず共有する場合は、消毒して使用する。

## 6 試合中の注意

- (1) 面マスク、シールド着用（マスクは口と鼻を確実に覆うものとし、持病等により鼻を出す必要のある場合は申請をすること。シールドは口を覆うものとし、形状の指定はしない）。
- (2) 声援は、飛沫感染や濃厚接触の恐れがあるため、禁止する。

## 7 取材対応について

### (1) 事前申請

当日、取材を希望する報道関係者は事前に大会実行委員会へ申請する。申請を受けた報道関係者にはパスを発行し、パスを持っていないければ原則入場は認めない。

### (2) 体温記録

会場取材する記者等報道スタッフに対し、開催1週間前から体温を記録するなど、選手、関係者と同様の対応を行うなど大会の安全な運営に協力をお願いする。

- (3) 取材時は記者の人数を絞り、選手らとともにマスクを着用した上で、取材を行う。両者の間の距離を2メートル以上空ける。

## 四 大会時の選手・監督の心得

### 1 大会前日の注意

#### (1) 剣道用具検査

- ①検量は実施しない。
- ②監督は剣道用具確認表を用いて、出場選手の用具の点検を行う。

#### (2) 選手・監督への連絡事項

- ①監督は受付にて剣道用具確認表と体調管理表を提出し、連絡事項を受け取る。
- ②選手は主催者より指定された席を使用する。

#### (3) 選手は不要な外出はしない。

#### (4) 食事は、本ガイドラインの一・2・(6)「飲食に関する注意喚起」に従って行う。

#### (5) ホテルでは部屋の換気・加湿を行う。

### 2 大会期間中（宿泊施設と会場の移動について）の移動

- (1) 徒歩や車中を問わず、移動中はマスクを常時着用し、移動前後には必ず手洗いと手指の消毒、うがいを実施する

- (2) 会場への往復時は極力立ち寄らず、飲食物を購入する際は短時間で行う。
- (3) 自家用車・タクシー・バスを利用する場合は、最低、こぶし大、窓を開け、換気を行う。また、会話は最小限にとどめる。

### 3 当日の体調管理

体温測定（起床時）と次の体調確認を行う。【咽頭痛、咳、嗅覚異常、味覚異常、強い倦怠感、その他の症状（頭痛・腹痛・下痢・嘔吐等）】

監督は受付で選手等の入場者の確認表を受付に提出し、IDカードを受け取る。

### 4 大会当日の注意

- (1) 時間に余裕を持って行動する。
- (2) 更衣は可能な限りホテルで更衣する。
- (3) 更衣室は更衣のみとし、密を避けるために更衣が終わったら速やかに退出する。
- (4) 待機場所（観覧席）
  - ① 試合時以外は指定された場所にて待機する。
  - ② 基本的には試合場との移動のみとし、不必要に動かない。
- (5) 食事について
  - ① 観覧席での食事は禁じられている。ホワイエを利用して食事を行う。
  - ② 食事する際、マスクを外すのは最低限のみとし、会話は行わない。

### 5 試合場での注意

- (1) 会場内では、常にマスクを着用し、決められた導線のみを通行する。
- (2) 必要以上に他人と接触しない。

### 6 試合中の注意

- (1) 面マスク、シールド着用（マスクは口と鼻を確実に覆うものとし、持病等により鼻を出す必要がある場合は申請をすること。シールドは口元を覆うものとし、形状の指定はしない）
- (2) 鏝競り合いを避ける。やむを得ず鏝競り合いとなった場合は、すぐに分かれるか引き技を出し、掛け声は出さない（引き技時の発声は認める）。
- (3) 延長は3分で区切り、3回毎に5分間の休憩を取る。

## 六 大会終了後について

### 1 大会に参加した選手・関係者が罹患と診断された場合の報告と対応

- (1) 大会終了後、2週間以内に医師により罹患と診断された場合は、医師・保健所の指示に従って対応し、大会実行委員会へ至急連絡する。
- (2) 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の陽性者登録を行う。
- (3) 大会実行委員会は全日本剣道連盟に相談し、指示を仰ぐ。